

令和3年度 第3回

福岡市国民健康保険運営協議会

会議資料

(令和4年1月28日)

福岡市 保健福祉局 生活福祉部 保険年金課・保険医療課

第2回運営協議会における主な意見の要旨

【諮問事項に対する意見】

- 赤字対象繰入金の財源は市税であり、国保以外の市民の方は、保険料と市税を二重に負担することになる。令和元年度に策定した赤字削減・解消計画に基づき、削減・解消に努めているが、政令市の中でも1人あたりの金額が1番多い状況にあり、依然、多額の繰入を行っている。引き続き赤字対象の法定外繰入金の解消に努めていただきたい。
- 国保は他の被用者保険と比べて、国費などの税金による支援が大きいですが、収入が厳しく保険料負担が重く感じている被保険者の方もいるため、社会全体で支えあっていく仕組みを維持していくことが必要なのではないか。
- コロナ禍での生活困難の拡がりもあるなかで、保険料負担が高い状況にあるため、市長就任時の保険料水準を上回らないようにすべきである。
賦課限度額について、高額所得とは言えない層が限度額に到達してしまうことは、問題があると考えるので、国に対して問題提起を行うとともに、何らかの手当を講じる必要があるのではないかと。
- 1人あたりの納付金が増えるため、本来は、医療分と支援分を合わせた1人あたり保険料の引上げが必要だが、被保険者の保険料負担増に配慮し、基金を活用して据え置きとしていることや、賦課限度額の引上げについては、中間所得者層の負担緩和を図るための配慮であり、評価して良いのではないかと。

【その他の意見】

- 国に対して、保険料負担を抑えるための要望を継続していくとともに、収入の確保もしっかりと、取り組んでいただきたい。
- 団塊の世代が後期高齢者医療制度に移行していく状況においても、1人あたり医療費が増加していることは問題であり、生活習慣病の予防や重症化予防の取り組みをしっかりと、行っていただきたい。